

法務委員会

委員一覧 (20名)

| | | | |
|-----|-------------|------------|-----------------|
| 委員長 | 遠山 清彦 (公明) | 鈴木 寛 (民主) | 山崎 正昭 (自民) |
| 理事 | 千葉 景子 (民主) | 前川 清成 (民主) | 仁比 聡平 (共産) |
| 理事 | 松岡 徹 (民主) | 松野 信夫 (民主) | 近藤 正道 (社民) |
| 理事 | 山内 俊夫 (自民) | 青木 幹雄 (自民) | 江田 五月 (無) |
| 理事 | 木庭 健太郎 (公明) | 岡田 直樹 (自民) | 山東 昭子 (無) |
| | 小川 敏夫 (民主) | 舩添 要一 (自民) | 松浦 大悟 (無) |
| | 今野 東 (民主) | 丸山 和也 (自民) | (19. 10. 23 現在) |

(1) 審議概観

第168回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件、本院議員提出1件及び衆議院提出(法務委員長)1件の合計4件であり、そのうち内閣提出及び衆議院提出の合計3件を可決し、本院議員提出1件を継続審査とした。

また、本委員会付託の請願14種類121件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

借地借家法の一部を改正する法律案は、最近における社会経済情勢の変化に伴う土地の利用形態の多様化に対応するため、事業用建物の所有を目的とする定期借地権の存続期間の上限を引き上げようとするものである。委員会においては、衆議院法務委員長下村博文君より趣旨説明を聴取した後、討論において日本共産党から本法律案に反対する旨の意見が述べられた。討論の後、多数をもって可決された。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を改定を行おうとするものであり、**検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案**は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行おうとするものである。委員会においては、両法律案を一括して議題とし、えん罪を出さない裁判の在り方、判事及び検事の人材確保と処遇の在り方、法テラスの常勤弁護士の確保策、国選弁護報酬の在り方等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

10月30日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、法務大臣の死刑制度及び司法試験合格者3,000人確保に関する発言、氷見事件及び志布志事件に対する警察・検察の対応、難民政策・入国管理行政の在り方、「法テラス」の運営状況と課題、裁判員の辞退理由等が取り上げられた。

11月8日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、司法試験問題の漏えい疑惑、刑事施設の過剰収容対策及び就労支援対策の在り方、取調べの可視化、有害サイトの

規制の在り方等が取り上げられた。

11月22日、矯正行政に関する実情調査のため東京拘置所の視察を行った。

12月11日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、上陸禁止処分後の処遇の在り方、死刑制度とえん罪防止、高齢受刑者の処遇の在り方、成年後見制度の拡充策、志布志事件における取調べ小票問題、徳島刑務所医療問題、いじめによる自殺対策等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成19年10月23日（火）（第1回）

- 理事の辞任を許可した。
- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。

○平成19年10月30日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 法務大臣の死刑制度及び司法試験合格者3,000人確保に関する発言に関する件、氷見事件及び志布志事件に対する警察・検察の対応の在り方に関する件、難民政策・入国管理行政の在り方に関する件、「法テラス」の運営状況と課題に関する件、裁判員の辞退理由に関する件等について鳩山法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕千葉景子君（民主）、松野信夫君（民主）、今野東君（民主）、丸山和也君（自民）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）、松浦大悟君（無）

○平成19年11月8日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 司法試験問題の漏えい疑惑に関する件、刑事施設の過剰収容対策及び就労支援対策の在り方に関する件、取調べの可視化に関する件、有害サイトの規制に関する件等について鳩山法務大臣、古川法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕前川清成君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）、松浦大悟君（無）

○平成19年11月27日（火）（第4回）

- 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）
以上両案について鳩山法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年11月29日（木）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）

以上両案について鳩山法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕松岡徹君（民主）、山内俊夫君（自民）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）、松浦大悟君（無）

（閣法第8号）賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民、無

反対会派 なし

欠席会派 無

（閣法第9号）賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民、無

反対会派 なし

欠席会派 無

○平成19年12月11日（火）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○上陸禁止処分後の処遇の在り方に関する件、死刑制度とえん罪防止に関する件、司法試験問題漏えい疑惑に関する件、高齢受刑者の処遇の在り方に関する件、成年後見制度の拡充策に関する件、志布志事件における取調べ小票問題に関する件、徳島刑務所医療問題に関する件、いじめによる自殺対策に関する件等について鳩山法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕今野東君（民主）、前川清成君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）、松浦大悟君（無）

○平成19年12月13日（木）（第7回）

○借地借家法の一部を改正する法律案（衆第16号）（衆議院提出）について提出者衆議院法務委員長下村博文君から趣旨説明を聴き、討論の後、可決した。

（衆第16号）賛成会派 民主、自民、公明、社民、無

反対会派 共産

欠席会派 無

○平成20年1月15日（火）（第8回）

○請願第5号外120件を審査した。

○刑事訴訟法の一部を改正する法律案（参第10号）の継続審査要求書を提出することを決定した。

（3）議案の要旨

①成立した議案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の設定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官及び一般職の職員の指定職の俸給月額に相当する裁判官の報酬月額については、据え置く。
- 二 行政職俸給表(一)の適用を受ける職員の俸給に準じて定められる判事補及び簡易裁判所判事の俸給については、初任給を中心におおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれ増額する。
- 三 報酬月額の改定は、平成19年4月1日にさかのぼって実施する。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第9号)

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 検事総長、次長検事、検事長及び一般職の職員の指定職の俸給月額に相当する検察官の俸給月額については、据え置く。
- 二 行政職俸給表(一)の適用を受ける職員の俸給に準じて定められる検事及び副検事の俸給については、初任給を中心におおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれ増額する。
- 三 俸給月額の改定は、平成19年4月1日にさかのぼって実施する。

借地借家法の一部を改正する法律案(衆第16号)

【要旨】

本法律案は、最近における社会経済情勢の変化に伴う土地の利用形態の多様化に対応するため、事業用建物の所有を目的とする定期借地権の存続期間の上限を引き上げようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 専ら事業用建物の所有を目的とし、かつ、存続期間を10年以上50年未満とする場合には、契約の更新、建物の築造による存続期間の延長及び建物の買取り請求をしないこととする事業用定期借地権を設定できる。
- 二 一の事業用定期借地権の設定を目的とする契約は、公正証書によってしなければならない。
- 三 この法律は、平成20年1月1日から施行する。

②参議院において継続審査となった議案

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(参第10号)

【要旨】

本法律案は、被疑者の供述及び取調べの状況の録画等を義務付ける制度を導入するとともに、公判前整理手続における検察官保管証拠の標目の一覧表の開示等を行おうとするものである。